

指定通所介護・第一号通所事業

デイサービスセンター木楽 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

通所介護・・・本事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）・・・原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方及び基本チェックリスト該当者が対象となります。本事業は利用者の心身状況を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

2. 事業所の内容

(1) 提供できるサービスの地域

名 称 デイサービスセンター木楽

所在地 鹿児島県鹿屋市寿3丁目12-11

（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地）

名称 サテライト木楽

所在地 鹿児島県鹿屋市寿3丁目12-26

電 話 番 号 0994-45-6973

F A X 番 号 0994-45-6972

指 定 番 号 鹿児島県指定 第4670302068号

サービスを提供する地域 鹿屋市・垂水市・錦江町・肝付町

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	(常勤・非常勤)
管 理 者	業務の一元的な管理	1名（常勤）
生 活 相 談 員	生活相談及び指導	1名以上（常勤・非常勤）
介 護 職 員	介護業務	7名以上（常勤・非常勤）
看 護 職 員	心身の健康管理、口腔衛生と機能の チェック及び指導、保健衛生管理	1名以上（常勤・非常勤）
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための 指導	1名以上（常勤・非常勤）

(3) 設備の概要

○食堂兼機能訓練室

1 室

利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた、食堂及び機能訓練スペースを設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

	定員	営業時間帯	サービス提供時間
月～土曜日、祝日	4 8名	8 時30分～17時30分	9時00分～16時15分

3. サービスの内容

(1) 送迎

- ① 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食事

利用者に合った食事を提供します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

- ① 併設施設において実施される行事等に参加することができます。
- ② 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(7) 排泄

隨時、排泄介助をいたします。(オムツ利用の方はオムツを持参下さい)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。※別紙参照

*介護報酬告示額に、(1 単位=10円) をかけて計算した1か月当たりの金額です。

□ その他の費用

(1) 送迎費用

①通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km 未満	200円
②通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね15km 未満	300円
③通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね15km 以上 (5km増すごとに100円を加算)	

(2) 食事の提供に要する費用	600円
(3) おむつ代	実費
(4) 日常生活費	実費
(5) 理美容代	実費

5. サービスの中止、変更、追加

- (1)利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- (2)利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、下記の料金をお支払いしていただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定当日の8：00までに申出があった場合	無料
利用予定当日申し出なく休まれた場合	当日料金の10%

- (3)サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 利用料金のお支払方法

利用料は、1ヶ月ごとに計算しご請求いたしますので、月末までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- (1) 口座引落 (K-NET)
(2) 指定口座への現金振込み

7. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び非難に関する計画を作成し、年1回利用者及び従業者

等の訓練を行います。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご家族や主治医、協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

11. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：湯ノ谷研志郎（管理者）

ご利用時間 月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話：0994-45-6973

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

鹿屋市保健福祉部高齢福祉課介護保険係

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

電話番号：0994-31-1116 FAX番号：0994-41-0701

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

鹿児島県国民健康保険団体連合会

所在地：鹿児島県鹿児島市鴨池新町7番4号

電話番号：099-206-1084 FAX番号：099-206-1069

受付時間：8時30分～17時分（土日、祝日を除く）

15. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

- ・名称 フクダ医院
 - ・住所 鹿児島県鹿屋市寿3丁目11-2

- ・名称 池田病院
 - ・住所 鹿児島県鹿屋市下祓川町1830

- ・協力歯科医療機関

- ・名称 安楽歯科医院
 - ・住所 鹿児島県鹿屋市寿5丁目17-40

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「利用同意書関係書類」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

16. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施状況の有無・・・ 無